

令和2年度

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

正規職員採用試験（10月実施）案内

令和2年度 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会正規職員採用試験（10月実施）

1 職種、採用予定数、採用年月日

職 種	資格	要件	採用予 定人数	採用 年月日
一般職	主任介護支 援専門員	昭和36年4月2日以降に生まれ、主任介護支援専門員の資格を有し、採用年月日時点で資格が有効である人	1人	令和3年 1月1日 又は同年 4月1日 (採用日は相談 に応じます。)
	社会福祉士	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人又は採用年月日までに取得見込みの人	2人 程度	
	大卒	平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業している人又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人		

2 試験の種目

受験職種	試験の種目
一般職	一次試験：基礎能力検査、作文試験、性格検査 二次試験：面接試験

3 受験申込手続き

申 込 先	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 総務課 〒486-0857 愛知県春日井市浅山町1丁目2番61号 (春日井市総合福祉センター内) 電話 0568-84-1011
申込期間	《持参の場合》 令和2年9月14日(月)から令和2年10月26日(月)まで 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。) 《郵送の場合》(必着) 令和2年9月14日(月)から令和2年10月26日(月)まで
申込方法	《持参の場合》 提出書類を持参して、春日井市社会福祉協議会へ申し込んでください。 《郵送の場合》 「受験申込み」と朱書きした封筒に、返信用封筒(長3・120mm×235mm、郵

	便番号・住所・氏名を書いて404円(84円+320円)分の切手を貼ったもの、提出書類を同封して期間内に申し込んでください。 ※ 簡易書留郵便等、確実な方法をお勧めします。
提出書類	【一般職(主任介護支援専門員)】 ・受験申込書1部 ・主任介護支援専門員資格の写し
	【一般職(社会福祉士)】 ・受験申込書1部 ・社会福祉士資格の写し
	【一般職(大卒)】 ・受験申込書1部 ・卒業証書の写し、卒業証明書(原本)、卒業見込証明書(原本)のいずれか一つ。
<p>※ 受験申込書は、春日井市社会福祉協議会総務課で配布します。 また、春日井市社会福祉協議会ホームページ <a href="https://www.haruyafuku.or.jp/">https://www.haruyafuku.or.jp/</a> からダウンロードできます。ダウンロードした場合は、A4用紙に両面印刷してください。</p>	
受験票の 交付	受験申込書を受理したときに受験票を交付します。 (郵送申込みの場合は郵送します。)

- ※ 提出書類が整っていない場合は、受付をすることができません。
- ※ 申込受付後は、受験申込書など受験に伴い提出された書類はお返ししません。
- ※ 職場見学を御希望の方は、総務課(電話 0568-84-1011)まで御連絡ください。

#### 4 試験日、場所及び結果発表

【一次試験】試験日	試験会場	結果発表(予定)
令和2年10月31日(土)	春日井市総合福祉センター	令和2年11月10日(火)
【二次試験】試験日(予定)	試験会場	結果発表(予定)
令和2年11月16日(月)	春日井市総合福祉センター	令和2年11月25日(水)

#### 5 勤務時間等

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休日	土、日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
休暇等	年次有給休暇、特別休暇、育児休業、介護休業等

## 6 給与

給料	月額182,200円（大学卒の場合） 月額160,100円（短大卒の場合） 月額150,600円（高校卒の場合）
賞与	期末・勤勉手当 <b>※昨年度実績 4.5か月</b>
諸手当	住居手当、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、退職手当（勤務期間が1年以上の場合）

※ この給料月額は令和2年4月1日現在の金額です。今後変更する場合があります。

## 7 初任給例

### 【一般職(主任介護支援専門員)】

採用時の年齢	職務経験	初任給例
30歳	8年	235,400円
40歳	18年	281,800円
50歳	28年	324,800円

上記の初任給例は、22歳で大学を卒業後、採用時の年齢及び職務経験を考慮した給料月額です。また、職務経験内容等により、初任給例と異なる場合があります。

### 【一般職（社会福祉士、大卒）】

採用時の年齢	職務経験	初任給例
30歳	5年	211,300円
35歳	10年	226,800円

上記の初任給例は、22歳で大学を卒業後、採用時の年齢及び職務経験を考慮した給料月額です。また、職務経験内容等により、初任給例と異なる場合があります。